

一般社団法人日本結核病学会 抗酸菌症エキスパート制度規則

●第1章 総則

第1条 (目的)

日本結核病学会(以下、本学会)は、結核および非結核性抗酸菌症(以下、抗酸菌症)に対する適切な医療を推進するため、抗酸菌症のチーム医療構成メンバーである看護師・保健師等の専門的知識と技術の向上をめざす。本学会は抗酸菌症の撲滅と患者のQOL・ADL改善に資することを目的として教育研修に努めるべく、日本結核病学会抗酸菌症エキスパート制度を設ける。同時に、有意な人材がそれぞれの職域で活動し、社会貢献・地域貢献に利するよう本学会は継続的に支援する。

第2条 (運営)

前条の目的を達成するために、本学会は抗酸菌症エキスパートを登録し、あるいは認定する。

第3条 本制度の運営は認定制度審議委員会が行う。

●第2章 認定制度審議委員会

第4条 認定制度審議委員会は第1条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、抗酸菌症エキスパートの登録・認定業務を行う(施行細則1参照)。

●第3章 抗酸菌症エキスパートの応募資格

第5条 次の1から3の条件を満たす場合、応募できるものとする。

1. 看護師、准看護師、保健師、理学療法士、栄養士・管理栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、その他、認定制度審議委員会が認めた資格を有する者
2. 前項に掲げた資格の職歴が合わせて3年以上を有する者
3. 認定制度審議委員会が指定したセミナー等に参加し、所定単位50点を取得した者(施行細則3参照)

*経過措置

経過措置として、下記のいずれかの条件を満たしている者は応募できるものとする。

経過措置期間：平成26年5月11日から平成28年9月30日の2年間

- 1) 本学会の会員歴が申請年の9月時点で3年(36カ月)以上の者で、申請時に年会費を完納していること
- 2) 本学会の会員歴が申請年の9月時点で2年(24カ月)以上3年(36カ月)未満の者で、申請時に年会費を完納し、かつ、下記の①あるいは②を満たす者
 - ①日本結核病学会誌の筆頭著者
 - ②日本結核病学会学術集会(総会もしくは支部会)での筆頭演者
- 3) 看護師・保健師等の職歴が合わせて3年以上を有し、過去5年間で認定制度審議委員会が指定したセミナー等に参加し、所定単位50点を取得した者(施行細則3参照)

第6条 抗酸菌症エキスパートに、登録抗酸菌症エキスパートと認定抗酸菌症エキスパートを置く。

1. 登録抗酸菌症エキスパートは、第5条のすべての要件を満たした者とする。本学会の会員、非会員を問わない。
2. 認定抗酸菌症エキスパートは、第5条の1を満たす者で、本学会会員歴が5年以上あり、かつ所定単位80点以上を取得した者とする(施行細則3参照)。

●第4章 登録・認定申請の要項

第7条 登録・認定を希望する者は、次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に提出する。

1. 申請書
2. 当該職免許証のコピー
3. 申請料(施行細則2参照)の振込受領証のコピー

4. 規定の単位取得証明書（施行細則3参照）

第8条 登録・認定申請の期限は毎年9月末日とし、認定制度審議委員会は毎年1回申請書類により審査を行い認定する。

第9条 本学会は登録・認定された者に対し登録証あるいは認定証を交付し、学会誌とホームページに名簿を掲載する。

第10条 登録・認定期間は資格を認定された年度の3月1日より5年後の9月末日までとする。登録・認定更新の審査を経なければ、引き続き抗酸菌症エキスパートを呼称することはできない。

●第5章 抗酸菌症エキスパートの資格の更新

第11条 認定制度審議委員会は、登録・認定を受けてから5年を経たときに、認定制度審議委員会の定める要件（施行細則4参照）を満たした者について、登録・認定更新申請書類の審査を行い、認定制度審議委員会で審査のうえ、資格を更新し、登録証あるいは認定証を交付する。また、学会誌とホームページに更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年9月末日とする。

1. 登録・認定資格更新申請書（該当者には本学会から送付）
2. 単位取得確認書類（施行細則5参照）
3. 更新料（施行細則7参照）の振込受領証のコピー

●第6章 認定制度審議委員会が指定する研修単位

第12条 資格登録・認定期間に学会指定の更新単位を取得しなければならない。なお、取得単位内容については別途細則に記載する。

●第7章 抗酸菌症エキスパートの資格の喪失

第13条 次の事由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき
2. 認定抗酸菌症エキスパートにあつては、本学会会員の資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽が認められたとき
4. 所定の期限までに登録・認定更新を申請しなかったとき
5. 抗酸菌症エキスパートとしてふさわしくない行為のあった者

●第8章 本制度の運営

第14条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

●第9章 規則および細則の施行、改廃

第15条 この規則および細則の改廃は認定制度審議委員会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第16条 この規則は平成25年10月31日から施行する。